

土地改良施設管理基準

－ 用水機場編 －

基準（案）

農村振興局

○本文中の表記について

赤字下線: H12 制定版からの改定（案）

平成30年2月22日

農林水産省

土地改良施設管理基準－用水機場編－基準

1 基準の位置付け

この基準は、国営土地改良事業で新築又は改築された用水機場の管理に当たって遵守すべき一般的な事項を定めるものである。

2 管理の基本

用水機場の管理は、用水機場及び関連する送水系施設との組織的な機能を適正に発揮させるとともに、環境との調和に配慮しつつ、施設の長寿命化を図る保全管理を行い、かつ、安全性を確保する〔削除〕ことを基本とする。
この場合、関係法令等を遵守しなければならない。

3 管理の組織及び体制

用水機場の管理に当たっては、当該用水機場の受益者からなる管理のための組織を設け、管理の基本方針、費用負担、渇水時の措置等を定めなければならない。
施設管理者は、この決定事項に従って管理〔削除〕を行うものとする。
また、施設管理者は、管理技術の向上に努めるとともに、用水機場の機能や規模に見合った管理要員を確保し、管理体制の整備を図り、安全で適正な管理を行うものとする。

4 気象・水象の観測及び情報収集

用水機場の管理を適正に行うため、当該用水機場地点及び近傍の気象・水象について所要項目の観測並びに他機関から情報収集を行い、利水管理及び運転管理に活用するものとする。

5 利水管理

用水機場の利水管理に当たっては、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）等を遵守するとともに、営農状況等から受益地の必要水量を的確に把握し、水源状況〔削除〕を勘案しつつ、農業用水を安定的に供給するため、取水管理、配水管理及び渇水時の管理を適正に行うものとする。

また、利水管理に当たっては、省エネルギーの取組を推進するものとする。

6 運転管理

用水機場の運転管理に当たっては、河川法等を遵守するとともに、必要な水量を安全かつ円滑に供給するため、常に運転状況を把握しながら細心の注意をもって操作運転に当たなければならない。

また、災害時の迅速な対応に努めるものとする。

7 構造物の保全管理

用水機場の正常な機能を維持するため、構造物の点検【削除】を行うとともに、国が策定する機能保全計画等を参考として、長寿命化を図る計画的な整備を実施するものとする。

8 設備【削除】の保全管理

用水機場の正常な機能を維持するため、設備の点検【削除】を行うとともに、国が策定する機能保全計画等を参考として、長寿命化を図る計画的な整備を実施し【削除】、設備全体の高い信頼度の保持に努めなければならない。

9 土地改良財産の管理

土地改良財産（土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 94 条に規定する土地改良財産をいう。）の管理については、国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）及び土地改良法【削除】並びにこれらの法律に基づく政令、省令、訓令、通知等に定めるところによらなければならない。